

岩手県告示第754号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、第1種住居地域内における事務所の建築を許可するため、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成30年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 意見の聴取の内容 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 陸前高田市が陸前高田市の第一種住居地域である陸前高田市高田町字下和野1番地の一部他に事務所（6,907.33平方メートル）を建築することを許可することについて
- 2 意見の聴取の期日及び場所
 - （1） 期日 平成30年10月14日（日） 午後1時30分から
 - （2） 場所 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 陸前高田市役所4号棟 第6会議室